

第 11 回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成 20 年 5 月 26 日（月）

午後 4 時 00 分

会 場：大阪市役所 5 階 大応接室

1 開 会

2 議 題

- ・ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の実施について
- ・ 「路上喫煙禁止地区」での取り組みの報告について
- ・ その他

3 閉 会

配付資料

第 11 回大阪市路上喫煙対策委員会資料

第 11 回大阪市路上喫煙対策委員会（参考資料）

第11回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成20年5月26日

～ 「(仮称)重点啓発推進地区」の実験的取組み ～
「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」について (2-1)

○ 主な取組み内容

- ・ 環境局と協働した啓発活動 2月18日(月)・3月22日(月)
- ・ 地域団体女性協議会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、大阪市と協働した啓発活動 3月6日(木)
- ・ 商店街警備員による啓発 毎日(随時)
- ・ 店頭での啓発 毎日(随時)
- ・ 独自のポスター、チラシ、ポケットティッシュ作成

○ 実験的取組みに対する感想

商店街としては、路上喫煙の防止の取組みは、数年前からクリーンキャンペーン(美化)、自転車の乗り入れ防止、キャッチセールス防止の取組みと同時に行ってきたが、この間行政と協働を行うことによって、路上喫煙対策についての意識が上がったと感じられる

～ 「(仮称)重点啓発推進地区」の実験的取組み ～
「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」について (2-2)

○ 今後の課題について

- ・ 警備員や各店頭での啓発、口頭注意については、マニュアルを渡している。しかし、商店街全体としてきちっと取り組むには、今後、路上喫煙対策をどう取り組むか議論を深める必要がある
- ・ 今回の実験的取組みは、PRしただけに終わっているが、取組みは一步一步着実に継続することが重要で、簡単に効果があがるものではない
- ・ 継続及び拡大が必要で、商店街だけの取組みではだめ、来外者、市民を巻き込んだ取組みが必要
- ・ 自転車のマナーなど様々なマナー向上の取組みが必要。駐輪場所の整備など課題があるが
- ・ 戎橋筋商店街や道頓堀商店街などと協働した取組みも可能と思う
- ・ 喫煙場所については、商店街内にパブリックスペースが少ないことや誰が維持管理し清掃を行うかなど課題がある。今後喫煙可能店舗・場所の案内なども考えられるが、結果として設置した店舗の迷惑になってはならない。したがってなかなか難しい

「たばこ市民マナー向上エリア制度」について

○ 経過

- 平成19年4月25日に、市長が路上喫煙対策委員会に対して「『路上喫煙禁止地区』にかかる考え方について」の諮問の1項目として「『（仮称）重点啓発推進地区』の指定について」を諮問した
- 12月11日路上喫煙対策委員会から市長に対し「『（仮称）重点啓発推進地区』の指定について」の答申がなされ、路上喫煙禁止地区での規制とは別に、市民・事業者が地域で自主的に路上喫煙の防止の活動に取り組む、大阪市が支援・協働する制度の実施について提言を受けた

○ 制度の実施

- 制度の名称は、検討したところ、答申で提言された「たばこ市民マナー向上エリア」という名称とした
- 平成20年6月からの募集手続を進めていくため、本制度についての要綱を次のとおり定めた

「たばこ市民マナー向上エリア制度」実施要綱(3-1)

(制度の目的)

第1条 この制度は、道路、広場、公園その他の公共の場所において市民・事業者が自主的に路上喫煙の防止活動に取り組み、その活動に本市が支援及び協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 本制度の対象となる団体は、前条に定める目的に賛同する市民・事業者の団体（以下「活動団体」という。）で、活動者数が10名以上の団体とする。

(活動区域)

第3条 活動団体の活動する区域は、当該活動団体が本制度に申し込みをする際に申告した区域のうち市長が認めた区域とする。

2 活動団体が、申告する区域の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 路上喫煙による迷惑や危険の度合いが大きい地域であること
- (2) 通行者、利用者が多い区域であること
- (3) 区域が明確であること
- (4) 活動団体が所在または頻繁に利用する区域であること
- (5) 活動団体の活動に対して、当該区域周辺の市民・事業者の理解が得られること

「たばこ市民マナー向上エリア制度」実施要綱(3-2)

(活動内容)

第4条 活動団体は、路上喫煙の防止を目的とした活動、及び路上喫煙の防止と関連した、安心、安全で快適なまちづくりに関する自主的な活動に取り組むものとする。

(市の支援及び協働)

第5条 本市は、活動団体に対し、必要に応じ次に掲げる支援及び協働を行うものとする。

- (1) 活動に必要な啓発物品の作成及び提供
- (2) 活動区域や取組みの内容を標示する看板等の標示物の作成及び提供
- (3) 活動団体が本制度に基づく活動を行う場合の職員の派遣
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

(申込み)

第6条 本制度の趣旨に賛同し、本制度による活動を行おうとする団体は、所定の申込書（第1号様式）で市長に申込みを行うものとする。

(協定)

第7条 市長は、前条に基づく申込みがあった場合は、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会の意見を聴いたうえで、その内容が制度目的に適合すると認められるときは、当該活動団体と協定書（第2号様式）を取り交わすものとする。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」実施要綱(3-3)

2 前項の規定に基づき取り交わした協定書は、協定書を取り交わした日から2年後の年度の末日まで有効とする。

(協定内容の変更)

第8条 活動団体と市長は、協定書の有効期間内に、協定書の内容を変更する必要がある場合、相互に協議を行うものとする。

2 活動団体と市長は、協定書の内容の変更について協議を行い、合意に至った場合は、協定内容変更確認書(第3号様式)を取り交わし、協定書の内容を変更するものとする。

(活動報告)

第9条 活動団体は、毎年4月末日までに活動状況報告書(第4号様式)により市長に前年度の活動内容について報告をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」 「申込書」 記載例

(第1号様式)

「たばこ市民マナー向上エリア制度」 申込書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大 阪 市 長 宛て

団 体

代表者

団体名

⑩

氏 名

⑩

団体所在地

住 所

電話番号

電話番号

活動の名称	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア ○○商店街
活動区域の名称	○○町会 ○○再開発地域 ○○商店街 など
活動区域の住居表示	○○区○○丁目○○番・○○番・○○番
活動開始予定日	平成 20 年 12 月 1 日
活 動 者 数	15 人
活 動 者 名 簿	別添名簿のとおり
活 動 区 域	別添地図のとおり

添付書類 ・参加者名簿（住所・氏名） ・活動計画書 ・活動区域地図
 ・活動団体の運営にかかる会則（写し）

「たばこ市民マナー向上エリア制度」 「活動計画書」 記載例

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

活動計画書 (迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア ○○商店街)

1 活動内容

- 商店街内街頭啓発
 - ・参加者 商店街会員
 - ・参加人数 ○○人
 - ・実施日 毎週月曜日
 - ・必要物品 ポケットティッシュ リーフレット
- 啓発キャンペーン
 - ・参加者 商店街会員、○○地域団体、大阪市職員
 - ・参加人数 ○○人
 - ・実施回数 年4回
 - ・必要物品 ポケットティッシュ、リーフレット、のぼり
アカンずきん着ぐるみ
- 商店街内アナウンス
 - ・実施日 毎日○回 (アナウンス案作成)
- 各店頭での啓発
 - ・リーフレット、ポケットティッシュ配布
 - ・口頭注意 (対応マニュアル作成)
- 警備員による啓発
 - ・リーフレット、ポケットティッシュ配布
 - ・口頭注意 (対応マニュアル作成)
- エリア標示物
 - ・看板、路面シール
- 喫煙設備の設置

2 必要な支援・協働

- 啓発物品の作成
 - ・ポスター、のぼり、リーフレット、ポケットティッシュ
- エリア標示物の作成
- 大阪市職員との協働 (啓発キャンペーン時)

3 その他

- 独自の啓発物品の作成
- 路上喫煙実態調査の実施
- 広報紙の作成

指導員の巡回・指導時の対応指針について(3-1)

- 平成19年10月1日より、「路上喫煙禁止地区」での条例違反者に対し、路上喫煙防止指導員が罰則の適用（過料処分）を行っているが、指導員が路上喫煙禁止地区を巡回・指導する現場においては様々なトラブルが生じている
- 現在のところ、指導員の警察官時代に蓄積した市民対応のノウハウ及び、本取組みにかかる日々の現場における経験の積み重ねなどによる指導員個々人の指導スキルによって多くのトラブルは回避されている状況にある
- しかし、本取組みが効果を上げ、路上喫煙禁止地区内の喫煙者が減少するにつれ、禁止地区であることを知りながら路上喫煙をしたり、暴言を吐いたりするなど悪質な違反者が目立ってきており、過日においては、違反者が指導員を押しつけようとし、制服のボタンが引きちぎれるなどの事案が生じている
- また、指導を無視してその場から逃げ去る者も依然として存在する
- そこで、条例を遵守している者や過料をきちんと納付している者との公平性を確保し、過料処分の公正な執行を維持するためにも、この際悪質な違反者に遭遇した場合の指導員の対応について、「指導員の巡回・指導時の対応指針」を作成し、公表することとしたい

指導員の巡回・指導時の対応指針について(3-2)

○ 大阪市路上喫煙防止指導員の巡回・指導時の対応指針

路上喫煙禁止地区において路上喫煙を行い、過料処分の対象となる者として指導員が現認した者（以下「違反者」という）への対応については、この指針の定めるところによる


- 1 違反者に対しては、指導員は常に複数で対応し、これを呼び止め、たばこの火を消させた上で、違反事実を説明する。
- 2 指導員は、大阪市非常勤嘱託職員であり、公務員であること、条例の規定により、公務として過料徴収を行っている旨（公務の執行）を明言する。
- 3 違反者を呼び止めた際に、違反者が当該呼び止めに応じず、若しくは過料処分の手続き中に逃走しようとした場合、指導員は違反者に同行し、停止を求めつつ説明・説諭を行う。
- 4 違反者がなお逃走する場合は、指導を打ち切り、状況を記録し、報告する。
- 5 こうした一連の職務行為に対して、違反者が指導員の身体に近接して有形力の行使を行った場合、又は指導員の身体、生命に対する害悪の通知等の脅迫行為を行った場合、指導員は違反者に対して当該行為は職務上看過できない旨を告知し、可能な限り違反者の面前で警察に通報する。

指導員の巡回・指導時の対応指針について(3-3)

- 6 違反者の指導員に対する有形力の行使が急迫のものであり、当該有形力の行使を防止しなければ指導員に傷害等の重大な結果が発生すると認められる不可避の場合、指導員は、刑事訴訟法第213条の規定に基づき、当該違反者を現行犯逮捕することができる。
- 7 指導員に傷害等の実害が生じた場合、大阪市は状況を詳細に把握したうえ、当該被害状況に応じて刑事告訴するものとする。

補記

- 1 過料処分は行政上の義務違反に対して科される刑罰以外の制裁で、行政上の秩序罰として「過料」を科すもので、刑法上の犯罪として扱うものではなく、行政上の刑罰を必要とするほど悪質ではない行為を対象としている。したがって、違反者に対しては、犯罪としてではなく義務違反として対応することが当初から求められる。
- 2 本取り組みは、路上喫煙マナー・モラルの向上に資することを旨としていることから、違反者には、マナー・モラルの向上への契機としてもらうための対応を心がけることが重要。
- 3 指導員は、公務員であるので、公務執行妨害罪の客体となるが、あえて指針では言及していない。



第11回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

大阪市環境局

平成20年5月26日

過料処分に関する事務について(2-1)

平成19年度	過料 処分数	現金 徴収 (内数)	納付書 交付 (内数)	指導無視 (外数)
10月計	527	458	69	34
11月計	648	579	69	106
12月計	885	811	74	118
1月計	712	647	65	28
2月計	822	756	66	74
3月計	765	729	36	52
19年度累計	4359	3980	379	412
平成20年度 4月計	665	639	26	43
総累計	5024	4619	405	455

督促状発送件数

H.20.5.26

現在

257

納付書・督促状
による納付件数

H19.4.30

収入確認分

115



過料処分に関する事務について(2-2)

違反内容 5024件 H19.10.1～H20.4.30		
歩行喫煙	立ち止まったの喫煙	その他(自転車等)
3954	467	603

違反者の住所地 5024件 H19.10.1～H20.4.30			
大阪市内	大阪府内	大阪府外	不明
1170	822	1030	2002

定点調査結果(路上喫煙率)

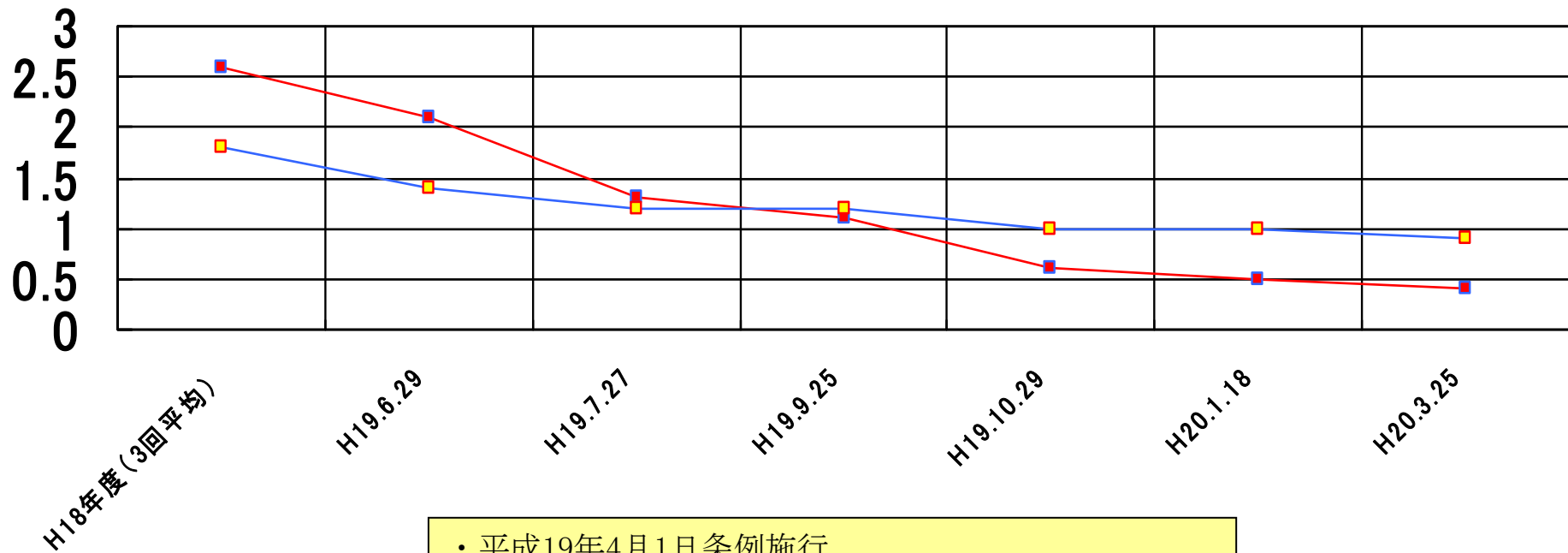
一日4回実施 7:30～ 9:00 11:30～13:00
(計6時間) 14:30～16:00 17:30～19:00

【禁止地区内】	平成18年度 平均 (3回実施)	平成19年 6月29日 (禁止地区指定前)	平成19年 7月27日 (禁止地区指定後)	平成19年 9月25日 (過料徴収実施前)	平成19年 10月29日 (過料徴収実施)	平成20年 1月18日 (3ヶ月経過)	平成20年 3月25日 (約6ヶ月後)
淀屋橋 交差点	1.3%	0.7%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
中央公会堂前 交差点	3.0%	2.4%	1.9%	2.5%	1.0%	1.0%	1.6%
本町3丁目 交差点	3.7%	1.6%	1.0%	0.7%	0.1%	0.1%	0.1%
新橋 交差点	1.7%	2.4%	1.1%	0.8%	0.3%	0.2%	0.2%
難波東口 横断歩道	2.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.6%
南海難波駅 北側三角地	7.1%	8.0%	4.8%	4.0%	1.5%	1.3%	1.0%
上記6地点 平均	2.6%	2.1%	1.3%	1.1%	0.6%	0.5%	0.4%
全市平均	1.8%	1.4%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%
心齋橋筋 商店街	0.5%	0.6%	0.6%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%

定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内平均と全市平均」

(単位：%)

■ 禁止地区内平均 ■ 全市平均

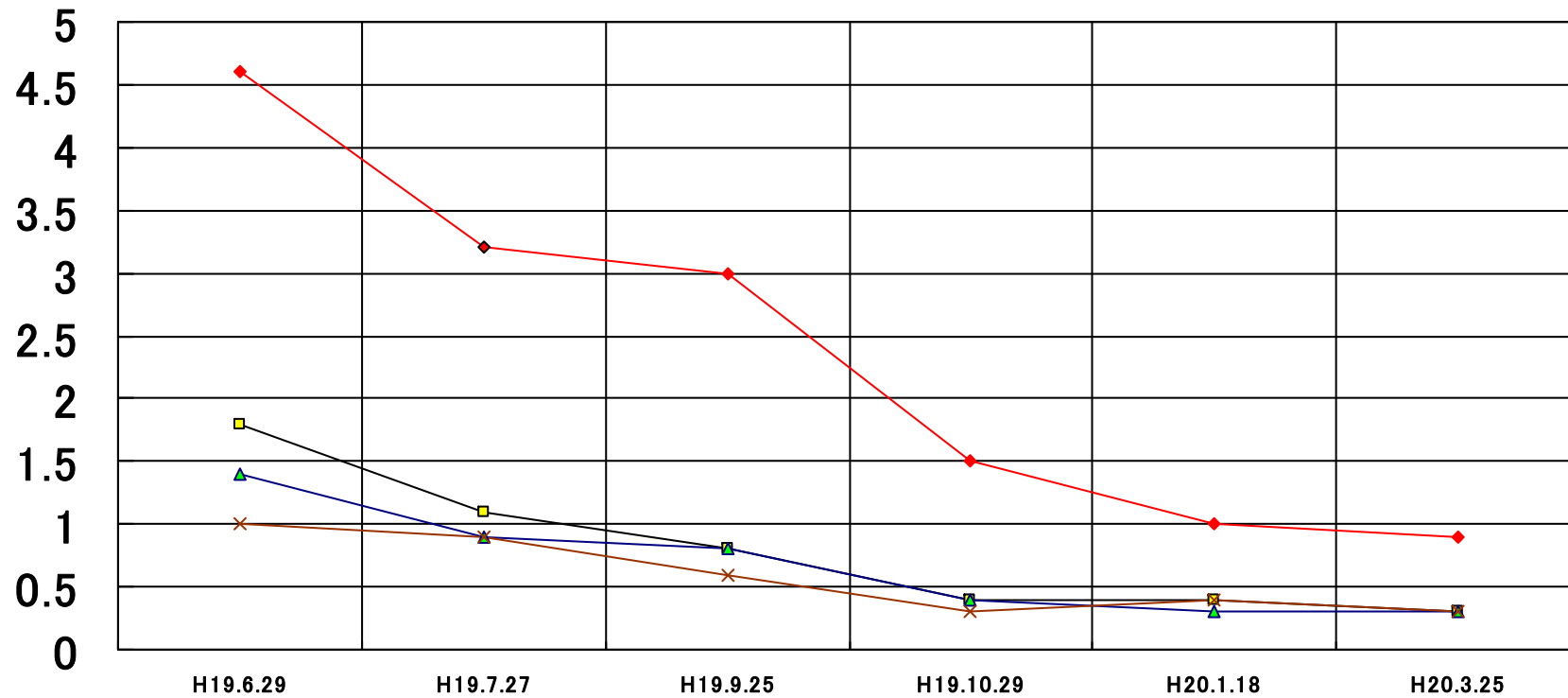


- 平成19年4月1日条例施行
- 平成19年7月4日路上喫煙禁止地区指定
- 平成19年7月13日指導員の巡回指導啓発開始
- 平成19年10月1日過料徴収実施

定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内調査時間帯別推」

(単位：%)

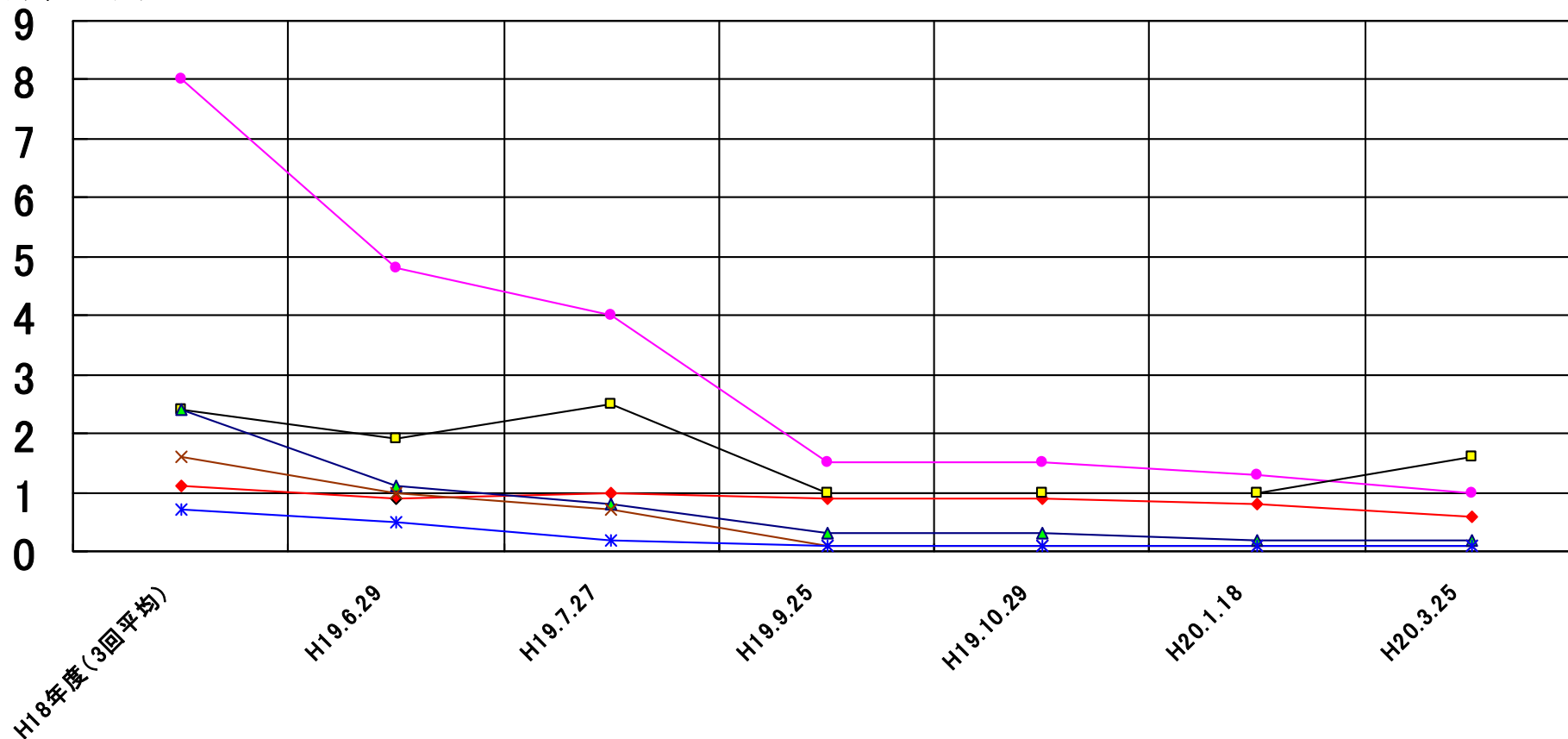
◆ 朝 □ 正午 ▲ 昼 × 夕方



定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内地点別推移」

● 難波① ● 難波② ■ 中之島 ▲ 新町(心齋橋) × 本町 * 淀屋橋

(単位：%)



定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移」

単位 %	路上喫煙禁止地区(6地点平均)						駅前(17地点平均)					
	6 /29	7 /27	9 /25	10 /29	1 /18	3 /25	6 /29	7 /27	9 /25	10 /29	1 /18	3 /25
朝	4.6	3.2	3.0	1.5	1.0	0.9	2.0	1.8	1.5	1.3	1.3	1.3
正午	1.8	1.1	0.8	0.4	0.4	0.3	1.5	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7
昼	1.4	0.9	0.8	0.4	0.3	0.3	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.6
夕方	1.0	0.9	0.6	0.3	0.4	0.3	0.8	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5
計	2.1	1.3	1.1	0.6	0.5	0.4	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9	0.8

単位 %	ターミナル(10地点平均)						ビジネス街(8地点平均)						商店街(7地点平均)					
	6 /29	7 /27	9 /25	10 /29	1 /18	3 /25	6 /29	7 /27	9 /25	10 /29	1 /18	3 /25	6/ 29	7 /27	9 /25	10 /29	1 /18	3 /25
朝	1.9	1.9	1.6	1.3	1.3	1.2	1.8	1.6	1.2	1.2	1.3	1.3	3.4	2.8	2.8	3.0	2.8	3.0
正午	1.3	1.0	1.1	0.9	1.0	0.8	1.4	1.1	1.0	0.7	0.7	0.6	1.3	0.8	1.0	0.7	1.0	0.6
昼	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	1.2	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6	0.5
夕方	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5
計	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	1.3	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	1.1	0.9	1.1	0.9	0.9	0.8



定点調査の結果と分析

- 禁止地区内平均、全市平均とも、取組み開始直後の急減から、徐々に微減の状態に変わりつつある

禁止地区内平均
全市平均

前回 0.5%→今回0.4%
前回 1.0%→今回0.9%

- 禁止地区内では、難波の路上喫煙率が高かったが、中之島(中央公会堂前交差点)が逆転して高くなった (重点的巡回の必要性)
- 禁止地区内は、朝の時間帯の低下が禁止地区内平均の低下に影響している
- 全体的に、朝の時間帯の路上喫煙率は高い。特に、商店街が高い

平成19年度の普及啓発(2-1)

○ イベント等

- ・区民まつり(24区) ・ガレージセール4区 ・ガレージセール・イン・OSAKA TOWN
- ・中之島まつり ・禁止地区周知セレモニー ・路上喫煙防止街頭キャンペーン
- ・オーサカキング ・指導員出発セレモニー2回 ・打ち水、天神まつりうちわ配布
- ・中之島ミュージックカーニバル ・御堂筋パレード
- ・たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街 ・大阪市清掃ボランティアの集い など

○ 広報

- ・新聞広告 ・テレビ・ラジオCM
- ・街頭ビジョンCM放送 ・yahoo路線検索広告
- ・地下鉄網棚広告 ・市バスパートラッピング
- ・地下鉄・JR・私鉄車内中吊り広告
- ・駅貼りポスター ・市政だより・区広報紙
- ・地下鉄車内アナウンス ・広報車巡回
- ・御堂筋沿線事業所のポスター掲示
- ・全国週刊誌広告 ・観光ガイドブック広告
- ・宝くじ図柄 など



平成19年度の普及啓発(2-2)

○ ポスター等配布枚数(概数)

ポスター	6万枚
リーフレット	65万枚
ポケットティッシュ	75万枚



第12回 大阪市清掃ボランティアの集い
平成20年3月20日 中央公会堂にて

○ 環境事業センター(11センター)

による普及啓発

駅・ターミナル周辺	1,058回
商店街	166回
その他	651回
(スーパー・区役所など地域の拠点)	

